

資料5「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書に関する交換公文」

1 条約第十八条2及び議定書9 Aから9 Cまでの規定に関し、次の(a)から(d)までに規定する内容が了解される。

(a) フランスにおいて設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し、日本国内において役務を提供する個人又は当該個人に代わる者(日本国の居住者に限る。)が支払う強制保険料については、日本国における当該個人の租税の額の決定に際しては、各課税年度において、日本国の法令に基づき日本国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し支払われ得る総保険料の上限額に相当する保険料の額を限度として、日本国において控除するものとして取り扱う(条約第十八条2並びに議定書9 B及び9 Cに定める要件を満たす場合に限る。)。当該「上限額」は、厚生年金保険及び政府管掌健康保険につき日本国の法令に基づき控除することができる上限とされる保険料の額を合算したものである。厚生年金保険及び政府管掌健康保険に係る保険料に関し、当該日本国の法令に基づき控除することができる上限とされる保険料の額の計算については、その他の方法は適用しない。

(b) 日本国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し、フランス国内において役務を提供する個人又は当該個人に代わる者(フランスの居住者に限る。)が支払う強制保険料については、フランスにおける当該個人の租税の額の決定に際しては、フランスにおける一般租税法典第八十三条 1-0-2の規定に従い、フランスにおいて全額控除するものとして取り扱う(条約第十八条2並びに議定書9 B及び9 Cに定める要件を満たす場合に限る。)

(c) 一方の締約国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し、他方の締約国内において役務を提供する個人に関し企業が支払う強制保険料(雇用者分担金)は、当該他方の締約国における当該個人の課税所得の一部とはされない。

(d) 議定書9 Aに規定する「上限額」は、(a)と同じ方法で計算する。